

令和4年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和4年度9月補正予算等関係)

地域づくり推進部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和4年9月定例会議案説明資料目次

地域づくり推進部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		市町村課	4
		文化政策課	5
		地域交通政策課	6
とっとり弥生の王国推進課		7	
2 歳入歳出事項別明細書		9	
3 節の明細		12	
4 債務負担行為に関する調書		13	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例	とっとり弥生の王国推進課	14
第12号	鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について	とっとり弥生の王国推進課	18

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和3年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	文化政策課 地域交通政策課 文化財課 とっとり弥生の王国推進課	22
第9号	議会の委任による専決処分の報告について (13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和4年8月29日専決)	東部地域振興事務所	23
第15号	長期継続契約の締結状況について	地域交通政策課	24

議案説明資料総括表

地域づくり推進部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村課	3,124,545		3,124,545					
西部総合事務所 県民福祉局	317,661		317,661					
文化政策課	1,309,732	32,053	1,341,785				32,053	
中山間・地域交通局								
地域交通政策課	857,422	17,000	874,422	17,000				
文化財局								
とっとり弥生の王国 推進課	1,804,235	123	1,804,358				123	
地域づくり推進部 計	10,552,613	49,176	10,601,789	17,000			32,176	

説明

【主な事業】

(西部総合事務所県民福祉局)

- ・ [債務負担行為] 鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所靴町庁舎整備等事業費

(地域交通政策課)

- ・ (新) 鉄道事業者に対する新型コロナウイルス対策等支援事業

17,000 千円

(とっとり弥生の王国推進課)

- ・ (新) [債務負担行為] 青谷かみじち史跡公園施設管理等委託費

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

西部総合事務所県民福祉局（電話：0859-31-9672）

7目 財産管理費（地方機関計上予算）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業費	267,699	0	267,699		債務負担行為 <34,800> 46,000		債務負担行為 10,304	県費負担 45,104
トータルコスト	283,471	789	284,260	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.0人	0.1人	2.1人	PFI事業者との調整、契約事務				
工程表の政策内容	庁舎の計画的な営繕を実施し、利便性の向上や安全で快適な職場環境の確保に努めるとともに、新棟整備に向けて各関係機関との調整を行い、計画的にプロジェクトを進める。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和5年10月の供用開始に向け、PFI（民間資金を活用した公共施設の整備）手法により整備を進めている県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎について、事業契約（令和3年3月）後の急激な資材高騰及び労務費上昇によって施設整備費が大幅に上昇（以下「高騰総額」という。）する状況となったことから、事業契約書第69条第2項の規定に基づく協議により、高騰総額を3者（発注者（鳥取県・米子市）、PFI事業者（がいなSSJパートナーズ㈱））で負担する。

※県負担額については、県への建物引渡し完了する令和5年度にPFI事業者に支払う。

2 主な事業内容

増額分の債務負担行為を設定する。

○補正額 56,304千円（総額 92,238千円 うち米子市 35,934千円）

契約額 1,598,718千円（総額 2,243,143千円 うち米子市 644,425千円）【契約期間：令和3年3月～15年3月】

（内訳）

- ・施設整備費 1,269,631千円（総額 1,781,404千円 うち米子市 511,773千円）
- ・維持管理・運營業務等 282,893千円（総額 396,924千円 うち米子市 114,031千円）
- ・その他費用 46,194千円（総額 64,815千円 うち米子市 18,621千円）

【参考1】県・米子市、事業者の負担額

	項目	金額(千円)	備考
①	高騰総額	134,396	契約時点(R3.3)とR4.6時点の比較(資材97,822千円、労務費36,574千円)
②	仕様の見直し・効率化	16,913	建物の安全性や利用者の利便性に影響を及ぼさない見直し等(舗装方法の見直しによる仕様変更、既存設備の活用による設備内容の見直しなど)
③	差引	117,483	①-②
④	事業者負担額(1.5%)	25,245	③のうち、建設工事費(設計・監理費除く)(1,683,000千円)の1.5%の額までを負担
	発注者負担額	92,238	
⑤	うち県負担額(9月補正)	56,304	建設工事費の1.5%を超える部分を負担(③-④)
	うち米子市負担額	35,934	・新棟分(83,569千円)→県:市の負担割合 57:43 ・既存棟分(8,669千円)→全額県負担

【参考2】事業者負担割合について

以下を踏まえ1.5%を適用している。

- ①物価高騰に係る対応として公共事業においては事業者負担割合1.0%を適用させるところ、本事業はPFI事業であることに鑑み、公共工事標準請負契約約款逐条解説において経営上最小限必要な利益まで損なわれることがないよう配慮した基準とされている事業者負担割合が1.5%であること。
- ②他の自治体が行う大半のPFI事業においても事業者負担率1.5%を適用していること。

3 その他

(1) 資材等物価変動の動向

- ・令和4年6月の企業物価指数（日本銀行公表）は113.8（指数は2020年平均=100）と統計開始以来の最高水準。また、伸び率は令和4年4月の前年同月比が10.0%増であり、比較可能な1981年以降で初となる二桁の伸び率となった。
- ・主要資材に係る指数の前年同月比（令和4年6月）も、木材・木製品43.5%増、鉄鋼27.2%増、石油・石炭製品21.8%増と騰勢傾向は極めて強い。

(2) 今後の予定

令和4年 9月議会 予算（債務負担行為）提案

令和4年11月議会 契約変更（建設工事費増額）に係る議案提案

令和5年9月30日 建物引渡し ※変更契約に係る支払いは建物引渡し後の令和5年度中を予定

(注)起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

文化政策課（内線：7839）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立文化施設基金造成補助事業	0	32,053	32,053				32,053	
トータルコスト	0	32,842	32,842	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	指定管理者及び関係箇所との連絡調整				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県立文化施設（指名指定管理施設）における令和3年度の指定管理料に余剰金が生じたため、一度、県に全額返還してもらった後、経営努力によらない額を控除した額について、指名指定管理者に対し公益事業の実施及び当該管理施設の運営に充当することを目的とする基金の造成経費として補助する。

2 主な事業内容

- (1) 鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金 6,893千円
交付先：（公財）鳥取県文化振興財団（県民文化会館の指名指定管理者）
- (2) 鳥取県立倉吉未来中心基金造成事業補助金 3,507千円
交付先：（公財）鳥取県文化振興財団（倉吉未来中心の指名指定管理者）
- (3) 鳥取県立米子コンベンションセンター基金造成事業補助金 16,294千円
交付先：（公財）とっとりコンベンションビューロー（米子コンベンションセンターの指名指定管理者）
- (4) 鳥取県立童謡館基金造成事業補助金 5,359千円
交付先：（公財）鳥取童謡・おもちゃ館（童謡館の指名指定管理者）

【算出根拠等】

（単位：千円）

区分	(1) 鳥取県立 県民文化会館基金 造成事業補助金	(2) 鳥取県立 倉吉未来中心基金 造成事業補助金	(3) 鳥取県立米子 コンベンションセンター 基金造成事業補助金	(4) 鳥取県立 童謡館基金造成 事業補助金
令和3年度指定管理料支払額 (A)	273,354	128,934	143,046	77,332
令和3年度指定管理料実績額 (B)	264,966	123,977	119,852	71,632
令和3年度指定管理料余剰額 (C = A - B)	8,388	4,957	23,194	5,700
うち経営努力によらない額等 (D)	1,495	1,450	6,900	341
差引補助金交付額 (E = C - D)	6,893	3,507	16,294	5,359

3 事業目標・取組状況・改善点

基金造成以降、芸術鑑賞事業や利用団体支援事業等に本基金を充てており、これにより、県民の文化振興及び指定管理施設の利用者へのサービスの向上や機能の充実につなげている。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
3目 交通対策費

地域交通政策課（内線：7100）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鉄道事業者に対する新型コロナウイルス対策等支援事業	0	17,000	17,000	17,000				
トータルコスト	0	18,073	18,073	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルスや燃料・原材料費の高騰の影響により、鉄道事業者の経営状況は厳しい状況にあるものの、感染対策を講じつつ運行を継続している。引き続き、厳しい経営環境が続くことが予想され、地域住民の移動手段を守るため、第3セクター鉄道事業者に対し、3県（鳥取県・兵庫県・岡山県）等で協調し、緊急的に事業継続に係る運行支援を行う。

2 主な事業内容

令和3年度国補正実証運行支援（追加事業）との協調補助（補助率1/4） 17,000千円

国の補正予算で実施する鉄道の実証運行について、国庫補助採択となった事業に対し、他県等と協調して補助を行う。

※協調方法は、国庫補助対象月の翌月1月分を支援する。

※第3セクター鉄道事業者への出資割合に応じて県内出資自治体とも任意協調して支援する。

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

運行を継続する交通事業者を支援し、地域住民の移動手段を守る。

○取組状況

第3セクター鉄道については、令和3年度5月補正予算及び令和3年度2月補正において同様の支援を実施している。

バス及びタクシーについては、「貸切バス等利用促進緊急応援事業（令和4年度当初予算65,000千円、令和4年度5月補正予算10,000千円）」及び「交通事業者に対する緊急支援事業（令和4年度5月補正予算102,000千円）」において支援を実施している。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
6 目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（内線：7934）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 青谷かみじち史跡公園指定管理候補者審査委員会運営費	0	123	123				123	
トータルコスト	0	3,277	3,277	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	指定管理候補者審査委員会の開催に係る事務				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

青谷かみじち史跡公園は、令和5年秋の開園にむけて現在整備中である。

この施設において、民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、令和5年度から指定管理者制度（公募）を一部導入する。

指定管理者候補の選定に当たり、外部意見を反映し、透明性を確保するとともに、専門的見地から総合的な審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を設置する。

2 主な事業内容

青谷かみじち史跡公園指定管理候補者審査委員会の運営を行なう。

1 委員の構成

5名（学識経験者、税理士等、施設分野有識者等）

2 審査委員会の開催（3回）

- ・施設の現地調査（10月）
- ・募集要項の検討（11月）
- ・指定管理候補者の選定（12月）

3 所要経費

指定管理候補者審査委員報酬 123千円

4 今後のスケジュール

令和4年9月	9月議会に予算案及び設置管理条例案等を上程
令和4年10月～令和5年1月	指定管理者の選定手続き
令和5年2月	2月議会に指定管理者選定の議案を上程
令和5年7月～	指定管理者によるオープン準備等を開始(委託)
令和5年11月	指定管理者による管理運営開始

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

とっとり弥生の王国推進課（内線：7934）

6目 文化財保護費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
(新) [債務負担行為] 青谷かみじち史跡公園施設管理等委託費	(債務負担行為 0)	(債務負担行為 378,681)	(債務負担行為 378,681)			(債務負担行為 140,530)	(債務負担行為 238,151)											
トータルコスト	-	789	789	(補正に係る主な業務内容) 指定管理者への委託に係る事務														
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人															
工程表の政策内容	-																	
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）は、令和5年11月の開園にむけて現在整備中である。令和元年の県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、令和5年度から指定管理者制度（公募）を一部導入する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○指定管理者への委託事務（史跡公園の開園～令和10年度末まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園の管理 ・活用事業、情報発信、誘客 ・受付、利用料金の徴収 <p>指定管理料総額 362,301千円 = 28,096千円（初年度） + 66,841千円 × 5年間（2～6年度）</p> <p>○指定管理予定者との協定締結後（令和5年7月）～史跡公園の開園までの間においては、円滑な指定管理導入を図るため、指定管理予定者に開園準備業務を委託する。</p> <p>開園準備業務経費 7,170千円</p> <p>○整備事業者から県への施設引渡し後（令和5年4月予定）～史跡公園の開園（令和5年11月予定）の間の機器設備保守等の維持管理は、県直営で実施し、開園後は指定管理者に引き継ぐ。</p> <p>機械設備保守等維持管理費 9,210千円</p> <p>※指定管理料は、県：市の割合を（管理に要する経費）66：34、（活用に要する経費）50：50で負担 ※管理に要する経費については、史跡公園全体の土地所有面積に基づいて負担</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>指定期間及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定期間 令和5年11月から令和11年3月まで ○方法 一般公募 <p>今後のスケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和4年9月</td> <td>9月議会に予算案及び設置管理条例案等を上程</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月～ 令和5年1月</td> <td>指定管理者の選定手続き</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月</td> <td>2月議会に指定管理者選定の議案を上程</td> </tr> <tr> <td>令和5年7月～</td> <td>指定管理者によるオープン準備等を開始（委託）</td> </tr> <tr> <td>令和5年11月</td> <td>指定管理者による管理運営開始</td> </tr> </table>									令和4年9月	9月議会に予算案及び設置管理条例案等を上程	令和4年10月～ 令和5年1月	指定管理者の選定手続き	令和5年2月	2月議会に指定管理者選定の議案を上程	令和5年7月～	指定管理者によるオープン準備等を開始（委託）	令和5年11月	指定管理者による管理運営開始
令和4年9月	9月議会に予算案及び設置管理条例案等を上程																	
令和4年10月～ 令和5年1月	指定管理者の選定手続き																	
令和5年2月	2月議会に指定管理者選定の議案を上程																	
令和5年7月～	指定管理者によるオープン準備等を開始（委託）																	
令和5年11月	指定管理者による管理運営開始																	

令和4年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち地域づくり推進部					
				補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
補正前	補正額	補正後	補正前				補正額	補正後	
1 報 酬	635,679	123	635,802	148,721	123	148,844	140,910	123	141,033
2 給 料	3,078,577		3,078,577	752,004		752,004	744,408		744,408
3 職員手当等	4,983,179		4,983,179	401,650		401,650	388,623		388,623
4 共 済 費	1,135,591		1,135,591	278,424		278,424	275,072		275,072
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424						
7 報 償 費	311,446		311,446	18,886		18,886	15,524		15,524
8 旅 費	236,104		236,104	50,201		50,201	39,545		39,545
費用弁償	39,084		39,084	12,043		12,043	10,003		10,003
普通旅費	148,299		148,299	19,881		19,881	14,282		14,282
特別旅費	48,721		48,721	18,277		18,277	15,260		15,260
9 交 際 費	2,900		2,900	300		300	100		100
10 需 用 費	571,211		571,211	114,286		114,286	34,071		34,071
11 役 務 費	637,760		637,760	51,829		51,829	25,727		25,727
12 委 託 料	6,333,260	107,289	6,440,549	2,730,864		2,730,864	2,297,303		2,297,303
13 使用料及び賃借料	1,106,706		1,106,706	36,536		36,536	23,767		23,767
14 工 事 請 負 費	2,839,624		2,839,624	1,915,545		1,915,545	1,737,924		1,737,924
15 原 材 料 費	565		565	565		565	565		565
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	82,569		82,569	43,083		43,083	43,083		43,083
18 負担金、補助及び交付金	10,787,400	146,660	10,934,060	3,199,720	49,053	3,248,773	1,635,964	49,053	1,685,017
19 扶 助 費	900		900						
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800						
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
23 投資及び出資金									
24 積 立 金	826,681	160,000	986,681	700,175		700,175	700,175		700,175
25 寄 付 金	30,800		30,800	30,800		30,800	30,800		30,800
26 公 課 費	356		356						
27 繰 出 金	10,000		10,000						
予 備 費									
計	33,789,232	414,072	34,203,304	10,473,589	49,176	10,522,765	8,133,561	49,176	8,182,737
財 国庫支出金	5,162,289	28,010	5,190,299	1,085,422	17,000	1,102,422	603,317	17,000	620,317
源 地 方 債	2,239,000	80,000	2,319,000	1,710,000		1,710,000	1,499,000		1,499,000
内 そ の 他	1,913,754	200,000	2,113,754	1,389,117		1,389,117	1,018,577		1,018,577
訳 一 般 財 源	24,474,189	106,062	24,580,251	6,289,050	32,176	6,321,226	5,012,667	32,176	5,044,843

令和4年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち地域づくり推進部								
	2項 企画費								
	2目 計画調査費			3目 交通対策費			6目 文化財保護費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	2,366		2,366				2,409	123	2,532
2 給 料									
3 職員手当等									
4 共 済 費									
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	4,441		4,441	766		766	7,862		7,862
8 旅 費	4,178		4,178	2,045		2,045	16,833		16,833
費用弁償	942		942				3,325		3,325
普通旅費	934		934	1,400		1,400	4,487		4,487
特別旅費	2,302		2,302	645		645	9,021		9,021
9 交 際 費									
10 需 用 費	3,200		3,200	1,419		1,419	10,697		10,697
11 役 務 費	5,152		5,152	1,350		1,350	7,435		7,435
12 委 託 料	872,127		872,127	76,833		76,833	479,266		479,266
13 使用料及び賃借料	8,429		8,429	700		700	5,390		5,390
14 工 事 請 負 費	282,383		282,383				1,163,420		1,163,420
15 原 材 料 費							565		565
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	23,211		23,211						
18 負担金、補助及び交付金	220,887	32,053	252,940	774,134	17,000	791,134	311,942		311,942
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金				175		175			
25 寄 付 金	30,800		30,800						
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,457,174	32,053	1,489,227	857,422	17,000	874,422	2,005,819	123	2,005,942
財 国庫支出金	28,363		28,363	195,400	17,000	212,400	339,241		339,241
源 地 方 債	347,000		347,000				860,000		860,000
内 そ の 他	91,388		91,388	175		175	174,777		174,777
訳 一 般 財 源	990,423	32,053	1,022,476	661,847		661,847	631,801	123	631,924

令和4年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目		地 域 づ くり 推 進 部 合 計		
		補正前	補正額	補正後
節				
1	報 酬	148,721	123	148,844
2	給 料	752,004		752,004
3	職員手当等	401,650		401,650
4	共 済 費	278,424		278,424
5	災 害 補 償 費			
6	恩給及び退職年金			
7	報 償 費	18,986		18,986
8	旅 費	50,751		50,751
	費用弁償	12,043		12,043
	普通旅費	19,881		19,881
	特別旅費	18,827		18,827
9	交 際 費	300		300
10	需 用 費	114,286		114,286
11	役 務 費	51,829		51,829
12	委 託 料	2,733,514		2,733,514
13	使用料及び賃借料	36,536		36,536
14	工 事 請 負 費	1,915,545		1,915,545
15	原 材 料 費	565		565
16	公有財産購入費			
17	備 品 購 入 費	43,083		43,083
18	負担金、補助及び交付金	3,275,444	49,053	3,324,497
19	扶 助 費			
20	貸 付 金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積 立 金	700,175		700,175
25	寄 付 金	30,800		30,800
26	公 課 費			
27	繰 出 金			
	予 備 費			
	計	10,552,613	49,176	10,601,789
財	国庫支出金	1,097,144	17,000	1,114,144
源	地 方 債	1,710,000		1,710,000
内	そ の 他	1,389,907		1,389,907
訳	一 般 財 源	6,355,562	32,176	6,387,738

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
2 款 総務費		
2 項 企画費		
2 目 計画調査費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金	6,893
	鳥取県立倉吉未来中心基金造成事業補助金	3,507
	鳥取県立米子コンベンションセンター基金造成事業補助金	16,294
	鳥取県立童謡館基金造成事業補助金	5,359
3 目 交通対策費		
負担金、補助 及び交付金	新型コロナウイルス感染症対策地域鉄道実証運行支援補助金	17,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和4年度 青谷かみじち史跡公園 施設管理等委託費	とっとり弥生の 王国推進課	千円 378,681		千円	令和5年度から 令和10年度まで	千円 378,681	千円	千円	千円 140,530	千円 238,151
令和4年度 鳥取県西部総合事務所新棟・ 米子市役所靴町庁舎整備等事業費	西部総合事務所 県民福祉局	56,304			令和5年度	56,304		46,000		10,304

条 例 名 等	鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 条例の制定理由</p> <p>青谷上寺地遺跡(以下「遺跡」という。)を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、鳥取県立青谷かみじち史跡公園を設置する。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 鳥取県立青谷かみじち史跡公園(以下「史跡公園」という。)を鳥取市に設置する。</p> <p>(2) 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 遺跡から出土した重要文化財その他出土品(以下「重要文化財等」という。)の収蔵展示施設</p> <p>イ ガイダンス施設(重要文化財等の調査及び研究のために必要な施設を含む。)</p> <p>ウ 屋外展示施設</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか遺跡及び重要文化財等の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設</p> <p>(3) 指定管理者による管理</p> <p>ア 史跡公園の維持管理に関する業務</p> <p>イ 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関する業務</p> <p>ウ 史跡公園の活用を図る業務等</p> <p>(4) 利用時間及び利用休止日</p> <p>ア 史跡公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p> <p>イ 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p> <p>(5) 利用料金</p> <p>ア 利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させるものとする。</p> <p>イ 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。</p> <p>ウ 知事は、イにより利用料金を承認したときは、速やかに告示するものとする。</p> <p>(6) 行為の制限等</p> <p>利用者に対する行為の制限、措置命令等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(7) その他</p> <p>その他所要の事項を定める。</p> <p>(8) 施行期日等</p> <p>公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日等</p>

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 弥生時代の交易拠点としてにぎわった港湾集落跡であり、極めて良好な保存状態で多種多様な遺物が出土した青谷上寺地遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）を鳥取市に設置する。

(施設)

第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遺跡から出土した重要文化財その他出土品（以下「重要文化財等」という。）の収蔵展示施設
- (2) ガイダンス施設（重要文化財等の調査及び研究のために必要な施設を含む。）
- (3) 屋外展示施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか遺跡及び重要文化財等の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

(所掌事務)

第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 重要文化財等の収蔵展示に関すること。
- (3) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (4) 史跡公園の関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (5) 遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下同じ。）として行う管理及び復旧に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 史跡公園の維持管理（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関する業務（知事が別に定めるものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に掲げる事務のうち知事が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 知事が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他知事が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(利用時間及び利用休止日)

第8条 史跡公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第9条 史跡公園の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

3 指定管理者は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用料金)

第10条 史跡公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(行為の制限等)

第12条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 史跡公園内において喫煙し、又は火を使用すること。

(3) 指定管理者の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 土地の形質を変更すること。

(6) 指定管理者の許可を受けずに物品を販売すること。

(7) 立入禁止区域内に立ち入ること。

(8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

(9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可（以下「行為許可」という。）について、準用する。

3 指定管理者は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 管理団体が行う行為

(2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けずにする行為

(3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の環境大臣

又は知事の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為

(措置命令)

第13条 指定管理者は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第14条 指定管理者は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。
- (5) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による指定及び第7条の規定による選定並びにこれらに関し必要な手続その他条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

3 第6条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第5条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から令和11年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について</p>				
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の一部を県が鳥取市から受託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>（1）事務委託の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市は所有する次の土地の管理に関する事務の一部を鳥取県に委託する。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取市青谷町青谷字下寺地4160番3ほか95筆</td> <td style="text-align: center;">52,737.88平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 委託事務の管理及び執行については、上記の土地を、鳥取県が鳥取市青谷町内に設置する鳥取県立青谷かみじち史跡公園の敷地の一部とする。 委託事務を含む公園の管理運営の効果は、公園全体に及び、委託事務を含む公園の管理運営に要する経費は、鳥取県と鳥取市相互に負担する。 知事及び市長は、委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営に関し、必要に応じて、連絡及び調整を行うための会議を開催する。 <p>（2）施行日</p> <p style="margin-left: 40px;">令和5年4月1日</p> <p><参考：地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抜粋></p> <p>（事務の委託）</p> <p>第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。</p> <p>2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。</p> <p>3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。</p> <p>（協議会の設置）</p> <p>第二百五十二条の二の二（略）</p> <p>2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。</p>	所 在 地	数 量	鳥取市青谷町青谷字下寺地4160番3ほか95筆	52,737.88平方メートル
所 在 地	数 量				
鳥取市青谷町青谷字下寺地4160番3ほか95筆	52,737.88平方メートル				

- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5、6 (略)

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる
土地の管理に関する事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 鳥取市（以下「甲」という。）は、甲が所有する次の表に掲げる土地の管理に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

所在地	数量
鳥取市青谷町青谷字下寺地4160番3ほか95筆	52,737.88平方メートル

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、前条に掲げる土地を、乙が鳥取市青谷町内に設置する鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「公園」という。）の敷地の一部とすることとする。

2 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務を含む公園の管理運営の効果は、公園全体に及ぶものとし、委託事務を含む公園の管理運営に要する経費は甲乙相互に負担するものとする。

2 前項の経費のうち、甲が負担する経費については、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

3 第1項の経費の額並びに前項の甲が負担する経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）及び鳥取市長（以下「市長」という。）が協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、経費の見積書及び事業計画書を市長に送付しなければならない。

第4条 知事は、前条第1項の経費に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、計上するものとする。

第5条 甲は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額を超過していると認められる場合においては、当該超過する額を翌年度における経費の額から減じて交付するものとする。

2 甲は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額に満たないと認められる場合においては、当該不足する額を翌年度における経費の額に加えて交付するものとする。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務を含む公園の管理運営に関する部分を市長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、知事及び市長が協議して定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市長に通知しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 知事及び市長は、委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営に関し、必要に応じて、鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例（令和4年鳥取県条例第 号）第3条の事務を行うに当たり連絡及び調整を行うための会議を開催するものとする。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

令和3年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第2号

地域づくり推進部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
						円	円	円	円	円	円
2 総務費	2 企画費	文化芸術拠点施設 環境整備事業費	文化政策課	235,910,000	6,440,000				3,220,000	2,000,000	1,220,000
		鉄道事業者に対する新型コロナ ウイルス対策支援事業費 (国実証運行との協調補助)	地域交通 政策課	16,413,000	16,413,000		16,413,000				
		調査研究「鳥取県の文化財」費	文化財課	25,110,000	17,446,000		4,304,000				13,142,000
		文化財助成費	文化財課	94,520,000	17,422,000						17,422,000
		池田家墓所整備活用促進事業費	文化財課	8,417,000	1,319,000						1,319,000
		県内史跡等保存活用推進事業費	とっとり 弥生の王国 推進課	103,705,000	5,851,000						5,851,000
		史跡青谷上寺地遺跡整備事業費	とっとり 弥生の王国 推進課	713,943,000	57,795,000	130,000	28,897,000		10,403,000	16,000,000	2,365,000
		妻木晩田遺跡災害復旧事業費	とっとり 弥生の王国 推進課	47,824,000	44,025,700		22,012,850				22,012,850
計				1,245,842,000	166,711,700	130,000	71,626,850		13,623,000	18,000,000	63,331,850

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(令和4年8月29日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和4年8月29日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>八頭郡八頭町安井宿230番地5 アジア運輸株式会社鳥取営業所 代表取締役 若松次郎</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金93,940円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和4年6月16日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市香取地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方使用の普通貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償金 93,940円 うち、保険支払額 63,940円、県費支出額 30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 201,091円（県費による支出）

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	地域づくり推進部 中山間・地域交通局 地域交通政策課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	248,160	令和4年6月1日 ～令和8年5月31日	鳥取県地域づくり推進部 中山間・地域交通局地域 交通政策課